

研究ノート

## 判例評釈

「タイでの外国公務員贈賄の事案につき、三菱日立パワーシステムズ社元取締役役に共謀共同正犯の成立を認定し懲役1年6月執行猶予3年とした第一審判決を破棄し、幫助犯の成立を認定し罰金250万円とした事例（上告中）。東京高裁令和2年7月21日判決（判例集未搭載）」

北島 純

社会情報大学院大学 特任教授

### 要 旨

本稿は、タイ王国における火力発電所建設工事に關してタイ政府公務員に贈賄したとして、不正競争防止法18条(外国公務員贈賄罪)違反の疑いで起訴された三菱日立パワーシステムズ社元取締役に、共謀共同正犯の成立を認定し懲役1年6月執行猶予3年とした第一審判決（東京地裁令和元年9月13日）を破棄し、幫助犯の成立を認定し罰金250万円とした東京高裁令和2年7月21日判決を検討したものである。

キーワード：外国公務員贈賄罪、不正競争防止法、共謀共同正犯、幫助犯、不作為犯

### 【事実の概要】

火力発電システム等に係る施設又は設備を構成する機器及び装置の研究、開発等に関する業務等を目的とする三菱日立パワーシステムズ（以下「本件会社」という。）が、タイ王国ナコンシータマラート県カノム郡で遂行していた火力発電所建設工事に關して、現地に建設した仮棧橋に、火力発電所建設関連部品を積載した総トン数500tを超えるはしけ3隻（以下「本件はしけ」という。）を接岸させて貨物を陸揚げするに当たり、同仮棧橋は、総トン数500t以下の船舶の接岸港として建設許可されたものであったため、タイ王国運輸省港湾局第4地方港湾局ナコンシータマラート支局長（以下「港湾支局長」という。）から許可条件違反となる旨指摘され、貨物を陸揚げできなかったことから、同社の取締役常務執行役員兼エンジニアリング本部長として、同社の火力発電所建設プロジェクト等を統括していた被告人が、同社の執行役員兼調達総括部長のA、同社の調達総括部ロジスティクス部長のBと、平成27年2月10日及び13日の2回に渡って横浜市にある本件会社本社内において会議を実施する等して、A、Bほか数名と「共

謀」の上、平成27年2月17日、港湾支局長に対し、正規の手続きによらずに前記許可条件違反を黙認して本件はしけの仮棧橋への接岸及び貨物の陸揚げを禁じないなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に、本件会社の下請業者の従業員を介し、現金1100万バーツ（当時の円換算3993万円相当）を供与し（以下「本件供与」という。）、もって、外国公務員等に対し、国際的な商取引に關して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職務に關する行為をさせないことを目的として、金銭を供与したとして、不正競争防止法18条（外国公務員贈賄罪）違反の罪で起訴された。

### 【判旨】

控訴審は、本件供与が行われた事実についての原判決の認定は是認した上で、被告人に共謀共同正犯の成立を認定した原判決の認定及び判断は論理則、経験則等に照らして不合理であって是認することができないとした上で、幫助犯の成立を認定した。控訴審の判示は以下の通り。

被告人は、本件当時、本件会社のエンジニアリング本部長兼取締役常務執行役員として、本件火力発電所の建設に

についても、予算や納期等を含めたプロジェクト全体を管理すべき立場にあり、本件供与の可否につきAやBから伺いを立てられたのであるから、外国公務員等への賄賂の供与という違法行為を阻止すべき職務上の義務があったことは明らかである。しかるに、被告人が、10日及び13日の会議において、Aらに対し、本件供与を禁ずる指示を明確に示すことなく、代替手段の検討を促すにとどめたばかりか、「仕方がないな」などと述べて、本件供与に一定の理解を示すかのような言動を示したことは、Aらに対し、事実上本件供与を黙認する態度を示したものとみられる。

被告人は、本件会社の取締役として、直属の部下以外の従業員の活動に関しても監督義務を負うべき立場にあるのであったのに、Aらに対し本件供与に明確に反対する意思を示さず、事実上これを黙認するような上記言動をとったことは、本件供与を敢行しようとはやるAらに対して、一種のお墨付きを与えるに等しく、同供与の実現を精神的に容易にするものであったといえるから、被告人は本件供与を幫助したものと認められる。

よって、A及びBらの共犯者らが共謀の上、港湾支局長に前記の趣旨で金銭を供与した際、被告人は、10日及び13日に、A及びBから上記供与の可否を諮問されたのであるから、直ちに上記供与を制止すべきであり、かつ、それを制止することが可能であったのに、上記供与を制止せず、もって、Aらの上記犯行を容易にしたのであるから、幫助犯が成立する。

### 【評釈】

本件でまず問題となったのは、外国公務員贈賄に係る共謀共同正犯成立の可否である。本件供与に先立つ平成27年2月10日及び13日の2回に渡って実施された会議で、被告人が本件供与につきA及びBと「共謀」を遂げたとと言えるかが争点となった。

この会議について、執行役員兼調達総括部長のAは原審公判で概略次のように供述した。本件供与はプロジェクト全体の納期やコストに影響を与えるために自分のみで判断できず、プロジェクト全体の責任を負い、ロジだけでなく営業部門の業務も管理している被告人の「お墨付き」がほしいと考え会議を設定し、会議では被告人から、着岸許可を取り直すなどの代替手段を検討するよう「宿題」を出されたため一旦は持ち帰り、再度13日に設定した会議で被告人が「仕方がないな」などといって現金の供与を了承した。

かかるAの証言の信用性について、原判決は、①同証言は本件会社内の客観的な動き等に完全に沿ったものである、②Aは、有罪が確定した自己の裁判手続から一貫して自己の犯行を認め、本件発覚後の社内調査では、被告人の関与を隠べいしようとBらに働きかけるなどしており、被告人に対する悪意等はない、③Bの原審証言とも

基本的に整合するなど説示して、Aの原審証言の信用性を肯定し、この証言を基に、13日の会議で被告人が本件供与を了承し、共犯者らと順次共謀を遂げたと認定した。

これに対して、本判決は、Aが最終的な意思決定の責任を被告人に負わせる意図の下に供述する危険性は高く、被告人からお墨付きを得るため、いわば被告人を本件供与の問題に巻き込んだ張本人であるから、「引き込み供述」の危険は尚更高いといえるとした上で、ロジスティクス部長であったBや、その上司で調達部門を総括する立場にあったAは、本件はしげが接岸できない事態を招いた手続上の瑕疵について責任を問われかねない立場にあり、多額の遅延損害金の発生や増大を可能な限り抑制しなければならないとの焦燥に駆られ、一刻も早い着岸の実現に向けて強い意欲を抱いたであろうと推察されるから、10日の会議で、被告人が本件供与につき反対する姿勢を明確には示さなかったことから、被告人の了解が得られていないのに、本件供与の指示を現地に出したということは十分にあり得ることであるとし、また、Aは、10日の会議の後、実際には被告人の了承が得られていないにもかかわらず、Bとともに現地に対して本件供与を指示したことを隠べいし、被告人の指示により本件供与を行ったという体裁を取り繕うため、責任逃れの供述をしたとみる余地も十分あり、加えて、被告人が10日の会議の際、Aらに対し、本件供与によらずに本件はしげを接岸させる代替措置の検討を宿題として課したことや、13日の会議の際にもなお代替手段の検討を促す発言をしていたこと、同会議の後、被告人が別の従業員（訴外）に代替手段の検討を依頼していることなどの被告人の言動は、本件供与に消極的であったことをうかがわせるものといえ、10日又は13日の会議で、被告人が「仕方がないな」との発言をしたことは否定し得ないとしても、被告人が本件供与を「積極的に容認する意思」で上記発言をしたとみることには、合理的な疑いを挟む余地があると認定した。また、原判決が、被告人の共謀を、代替手段の不存在に係らせる留保付きのものとした点についても、これは、被告人が本件供与行為を行う意思を固めていたこととは相容れないというべきであって、被告人に実行行為に及ぶことの「意思の合致」があるとはいえないと認定した。

### 共謀共同正犯成立の可否

共謀共同正犯の成立には、「二人以上の者が特定の犯罪を行うため、共同意思の下に一体となって互いに他人の行為を利用し、各自の意思を実行に移すことを内容とする謀議をなし、よって犯罪を実行した事実が存しなければならない」（練馬事件判決<sup>1)</sup>）とされているところ、犯罪を共同で遂行する共同意思すなわち実行行為を行うことの「意思の合致」の程度如何が問題となる。

この点につき、スワット事件最決<sup>2)</sup>は、「暴力団組長で

ある被告人が、自己のボディガードらのけん銃等の所持につき、直接指示を下さなくても、これを確定的に認識しながら認容し、ボディガードらと行動を共にしていたことなど判示の事情の下においては、被告人は前記所持の共謀共同正犯の罪責を負う。」として、直接の指示がない場合でも「確定的に認識しながら認容」していれば、共謀共同正犯が成立すると判示した。

これに対して、最決平成19年11月14日刑集第61巻8号757頁は、「甲らが代表取締役等を務める会社の保管する廃棄物につき、乙がその処理を申し入れてきた際、甲らにおいて、乙や実際に処理に当たる者らが、上記廃棄物を不法投棄することを確定的に認識していたわけではないものの、不法投棄に及ぶ可能性を強く認識しながら、それでもやむを得ないと考えて乙にその処理を委託した場合、甲らは、その後乙を介して他の者により行われた上記廃棄物の不法投棄について、未必の故意による共謀共同正犯の責任を負う。」として、実行正犯が実行行為を行うことを確定的に認識していなくとも、その可能性を強く認識ながらもやむを得ないと考えて委託した場合に、「未必の故意」による共謀共同正犯成立を肯定した。

このような最高裁判旨は、共謀共同正犯の成立に必要な「意思の合致」の程度について、実行正犯が実行行為に及ぶことの「確定的な認識・認容」を要求するのが原則となるが、実行正犯が実行行為に及ぶ可能性をやむを得ないとする「未必の故意」でも足りるとしたと解することができる。

本判決は、被告人に本件供与（外国公務員贈賄に係る実行行為）を「積極的に容認する意思」があったことに合理的な疑いを挟む余地があると認定し、さらに、原判決が、被告人の共謀を、代替手段の不存在に係らせる留保付きのものとした点について、被告人が本件供与行為を行う「意思を固めていたこと」とは相容れないというべきであるとして、被告人に実行行為に及ぶことの「意思の合致」があるとはいえないと認定した。すなわち、実行正犯が実行行為に及ぶことの「積極的な容認」意思（「固い意思」）が「確定的な認識・認容」だとした場合、被告人にはかかる確定的な認識・認容がないと言えることから、「意思の合致」があるとは言えないとして、被告人に共謀共同正犯の成立を否定したものと解される。

しかし、確定的な認識・認容があるとは言えない場合であっても、「未必の故意」で足りるとする最決平成19年11月14日刑集第61巻8号757頁を踏まえる限り、確定的な認識・認容がないからといって、必ずしも、共謀共同正犯の成立を否定することにはならない。

本判決は、被告人が代替手段の検討を促していた点を重視して、被告人が本件供与に消極的であったと認定しているが、「供与に消極的であること」と「供与に係る未必の故意」との違いが詳細に検討されているとは必ずしも言えないと考えることもできよう。

#### 幫助犯成立の可否

他方で、本判決は、被告人が本件会社の取締役として、直属の部下以外の従業員の活動に関しても監督義務を負っており、外国公務員等への賄賂の供与という違法行為を阻止すべき「職務上の義務」があったことは明らかとした上で、「仕方がないな」などと述べて、事実上本件供与を黙認する態度を示すことで一種の「お墨付き」を与えて、犯行の実現を「精神的に容易にした」として、幫助犯の成立を認めた。その際に「被告人は供与を制止すべきであり、かつ、それを制止することが可能であったのに、上記供与を制止しなかった」旨を指摘していることからすると、明示的に言及されていないが、いわゆる不作為による幫助犯の成立を想定しているものと解される。

幫助犯の成立には「他人の犯罪を容易ならしむる」ことが必要であるが<sup>3)</sup>、「不作為」による幫助犯については、「被告人が保証人的地位にあること」、「保証人が一定の犯罪阻止行為に出ることが可能・容易であること」、「保証人が一定の犯罪阻止に出れば、犯罪を防止することが可能であるのに、これをせず、これによって正犯の犯罪実行を容易にしたといえること」が必要となるとされている<sup>4)</sup>。

しかしながら、本判決では、被告人が株式会社の取締役であるとして従業員の監督義務を負っていることを指摘しているものの、具体的にいかなる場合に、不作為による幫助犯成立に必要な保証人的地位にあると言えるのかの検討が十分になされているとは言えないように考えられる。不作為による精神的幫助で、かつ消極的な関与しか認められない事案における幫助行為該当性判断基準の観点から、現在<sup>5)</sup> 上告中の本件事案について検討することが今後の課題となろう<sup>6)</sup>。

#### 注

- 1) 最大判昭和33年5月28日刑集第12巻8号1718頁
- 2) 最決平成15年5月1日刑集第57巻5号507頁
- 3) 最判昭和24年10月1日刑集第3巻10号1629頁
- 4) 濱田新「不作為による幫助の処罰範囲の限定について」（信州大学経法論集（2）、145-171、2017）参照。
- 5) 令和3年1月4日現在。
- 6) 作為による精神的幫助における幫助行為該当性判断基準につき消極的関与事例を検討した先行研究として、濱田新「精神的幫助成立要件の具体化」（法學政治學論究：法律・政治・社会（98）、133-164、2013）参照。

## Criminal responsibility of former director of MHPS at the case of bribery of foreign public officials in Thailand: Tokyo High Court, Judgment, 21 July 2020

Jun Kitajima

### Abstract

This paper is an examination of a July 21, 2020 judgment of the Tokyo High Court. The Tokyo District Court ruled in the first instance (September 13, 2019) that a former director of Mitsubishi-Hitachi Power Systems (MHPS), who was indicted on suspicion of violating Article 18 of the Unfair Competition Prevention Act (bribery of foreign public officials) for bribing a Thailand government official in connection with the construction of a thermal power plant in Thailand, was guilty of conspiracy and sentenced to one year and six months in prison, suspended for three years. However, on July 21, 2020, the Tokyo High Court reversed the first trial and found that the former director was guilty of aiding and abetting the crime of bribery of foreign public officials and imposed a fine of 2.5 million yen.

Keywords: Bribery of foreign public officials, Unfair Competition Prevention Act, Co-principal by reason of conspiracy, Criminal facilitation, Crime of omission